

## 福井市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 本市は、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、危険住宅の移転を行う者(住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)又は一般の金融機関の親族居住用住宅のための貸付けを受けて親族の居住する危険住宅の移転を行う者を含む。以下同じ。)に対して予算の範囲内において補助金を交付するものとし、この交付に関しては、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の各号のいずれかに該当する区域(以下「災害危険区域等」という。)に存する既存不適格住宅又は災害危険区域等に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じたことにより、市長が是正勧告を行ったものをいう。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第39条第1項の規定に基づき福井県建築基準条例(昭和36年福井県条例第21号)第3条の規定で指定した災害危険区域
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、危険住宅を災害危険区域等の区域外へ移転する事業(以下「移転事業」という。)とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、危険住宅を移転する者が移転事業に要する経費のうち、危険住宅の除却に要する経費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の補助金の額の欄に定める額(補助限度額の欄に定める額を上限とする。)とする。

### (移転計画の協議)

第6条 第2条の規定に該当し、補助金の交付を受けて、危険住宅の移転を行う計画のある者は、移転事業を行う前にがけ地近接等危険住宅移転事業計画書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出し、協議しなければならない。

### (補助金の交付申請)

第 7 条 第 4 条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書(様式第 2 号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に当たって、補助金の交付目的を達成するために、必要な条件を付することができる。

(着手届)

第 9 条 前条第 1 項の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移転事業に着手したときは、遅滞なく、がけ地近接等危険住宅移転事業着手届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第 10 条 交付決定者は、移転事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書(様式第 5 号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業の廃止等)

第 11 条 交付決定者は、移転事業を廃止し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、がけ地近接等危険住宅移転事業廃止(中止)承認申請書(様式第 6 号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第 12 条 交付決定者は、移転事業が完了したときは、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(様式第 7 号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、移転事業が適正であると認めたときは、補助金交付の額の確定を行い、交付決定者にがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付額確定通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第 14 条 前条の規定により補助金交付額確定通知を受けた者は、速やかにがけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第 15 条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付の決定内容又はそれに付した条件に違反したとき。
- (2) 申請書その他関係書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) その他この要綱等に違反したとき。

(関係図書の保存)

第 16 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表(第 5 条関係)

### 補助金の交付基準

| 経費区分              | 補助金の額        | 補助限度額                                                                        |
|-------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 危険住宅の除却に<br>要する経費 | 危険住宅の除却に要した額 | 1 戸当たり住宅局標準建設費<br>等通知に定める除却工事費に<br>より算出した額又は 300 万円<br>のうちいずれか低い額を限度<br>とする。 |

注 補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。